



市民投票条例の否決を求める陳情書

生駒市議会議長

中谷 尚敬様

# 市民投票条例案の否決を求める陳情書について

## 要旨

市民投票条例案は生駒市に住所を持つ日本国民の生駒市に対する主権を著しく侵害し、公共の利益を損なうものですので否決してください。

## 理由

### 1. 市民投票条例案が外国人参政権付与を行うものであるから

市民投票条例案では同条例第三条2号で定住外国人にも投票権を与えようとしています。しかし、地方自治法第二章では「日本国民たる普通地方公共団体の住民」という書き分けがされているように住民の中でも日本国民とそれ以外の住民を区別しており、両者の権利は明確に区別されています。こうした法律上の明確な区別があるにも関わらず自治基本条例では同じ市民という括りにされ、この市民投票条例では外国人にも投票権を与えてしまっています。これは実質的な外国人参政権付与であり、基礎自治体の裁量で決められる事の範囲を超えています。

投票権は議員や首長を選ぶための選挙権では無いから参政権では無いという弁明もありますが、地方自治法第74条第五項のような同じ直接民主制的制度であってもその権利が日本国籍を有するものに限られているように、生駒市の市民投票への投票権もれっきとした参政権の一つであり、投票権は本来、日本国民に限られるものなのです。

## 1. 市民の定義やその扱いが不適當であるから

自治基本条例第一章第二条1号に定められた市民の定義(市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。)はその解説において地方自治法上の住民(市内に住所を持つ外国人や法人を含む)に加え、住民以外の市内に勤務・通学している人、市内で市民活動や事業活動を行っている個人や団体が含まれるとされています。しかし主権者である市民という扱い方がみられる以上、法人格を市民に含めるのは不適當です。

また、住民でない者をも市民としていますが、憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるものであり、また地方自治法を通して見ても生駒市に住所を持つ住民が地方自治の主体であることは判例 H07.02.28 第三小法廷・判決(事件番号・平成5(行ツ)163)を見ても明白です。

生駒市住民を住民以外の市民と同等に扱うかのような条文は生駒市住民の権利を軽んじ、外国人や法人を含む生駒市住民の生駒市に対する権利を著しく侵害するものです。

ここで定義された市民には日本国籍を持たない外国人を含むにも関わらず、同条例第11条2号(市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。)等の記述にあるように「市民」を「主権者」として扱っています。これは日本国憲法第一条に定められた国民主権に背くものであり違憲です。

## 2. 地方自治制度を崩壊させる可能性があるから

さらにこの市民投票条例案は市民投票の結果に尊重義務が生じるとしている為、地方自治制度の根幹を揺るがす程の悪法となりかねません。なぜなら、この尊重義務という言葉は憲法99条で定められた憲法尊重義務の尊重義務と同じであり、この語を適当に解すならば、市長および市議会に投票結果を『遵守する義務』が生じるからです。市長、市議会に市民投票の結果を遵守する義務が発生するという事は、市民投票が生駒市行政と生駒市議会よりも上位の意思決定機関となる為、国法で定められた地方自治の体制を崩壊させるものとなります。

また、投票結果にたとえ法的強制力がなかったとしても、その投票結果が市民の意思の確認として存在する以上、市長・市議会議員がその結果に背いた政策をとる事が極めて難しくなるため、結果各議員がそれぞれの政策を推進できなくなり市政に悪影響を与えることとなります。またそれら政策を推進できなくなる議員に投票する市民の権利を蔑ろにする事となります。

仮に同じ国の外国人や同じ宗教・思想・信条・党派を持つ人たちが組織的に生駒市に移住し投票資格を得て投票資格者の四分の一以上を占めた場合、市民投票条例案第二条で除外されるもの以外である限り、市民投票の請求と賛成を繰り返す事で自分たちの言い分、例えば同条例案第二条で除外されていない「特定の個人または団体の権利を優遇する事項」を無制限に生駒市議会に遵守させる事ができる事となります。

そんな事は実際にはありえないという方もいらっしゃるかもしれませんが、これは可能性の高い低いの問題ではなく、制度的に「可能」であるという事が問題なのです。一億分の一の確立で隕石の直撃をうける事を心配するのはナンセンスですが、一億分の一の確立で爆発するスイッチは誰も押しません。

### 3. 多文化共生と文化・人権への無理解があるから

さらに、この条例の問題点としてもう一つ大きなものがあります。定住外国人に投票権を認めることを定める第二条2項の解説に「地域の発展のためには外国人との共生や交流は不可欠である」とありますが、この市民投票条例案の趣旨は明らかに多文化共生を誤解し、多文化共生を失敗に導こうとしています。

多文化共生とはつまり、様々な多様な文化をもった人々が共に生きる事を指します。文化とは習俗と価値観です。いわば多文化共生社会とは多様な価値観をもった人々が近しい場所で暮らす社会です。しかし、多様な習俗と価値観を持った人々が共に暮らせば、互いの習俗の齟齬と価値観の対立が生じることは必定です。それを防ぐには互いの価値を認め合い、皆でその共同体の主流となる価値観から逸脱した行為をしないようにする事が必要なのですが、市民投票条例案はその主流となる価値観そのものを多様化させようとするものであり、本末転倒です。

ちなみに対立や齟齬を防ぐのに主流文化から逸脱しないようにする事が必要とは、たとえばイスラム教国に住んだならラマダン中の暴飲暴食や豚肉食、女性の髪や肌の露出などムスリムにとって不道德な事をする事は憚られます。これは他の文化を持つ人でもその土地の主流となっている価値観に配慮してその価値観に合わせた振る舞いをするからです。逆にそれら主流となっている価値観から逸脱した行為をした場合、それは確実に相互の対立を引き起こします。

つまるところ、外国人に投票権を与えて市政に参加させ、市政に彼らの価値観を反映させる事は生駒市で主流となっている文化を持つ集団の価値観と生駒市という自治体の市政を行う上での価値観を外国人の分だけ乖離させ、ひいては自分たちの自治体が自分たちの価値観を損なうような自治を行うようになるという事態を起こし得るのです。そうなれば日本人と外国人は激しく対立する事になり、両者ともかつて多民族国家が味わったような逃れ得ない苦しみを受けることとなります。

この条例案の多文化共生の理解は「寿司とキムチチゲと北京ダックとカレーとハンバーガーとボルシチをぐちゃぐちゃ混ぜればおいしい料理になる」と言っているようなもので、全く実際に当てはまりません。「寿司もキムチチゲも北京ダックもカレーもハンバーガーもボルシチもトルティーヤだってどれもおいしい料理だね」という風に互いが互いを認め尊重しあいそれでいて互いの分限（自他の自由を妨げない）を守って始めて多文化共生といえるのであって、この市民投票条例案が法律を捻じ曲げてまで行おうとしている事は、共生ではなく多文化の強制です。

市民投票条例案が可決された場合、生駒市の日本国民は日本人らしく生きる権利を損なう可能性があります。それは憲法第十三条幸福追求の権利を侵害するものであり、生駒市民の基本的な人権を蹂躪する事になります。

この条例案が可決された場合、生駒市民が蒙る被害は甚大なものとなります。どうか生駒市民を救うために市民投票条例案の否決をお願いします。

